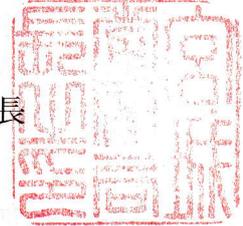


宮労発基 0603 第 7 号
令和 2 年 6 月 3 日

関係団体の長 殿

宮 城 労 働 局 長



新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、その感染防止対策に多大なる御尽力を頂いているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染の状況や「健康診断実施における新型コロナウイルス感染症対策について」（公益社団法人全国労働衛生団体連合会等）（別添 1）が策定されたこと等の状況及び、急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）等に基づく対応につきまして、下記のとおり対応することとしたところです（別添 2 「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」の 6 の問 2 及び問 3 参照）。

つきましては、貴団体におかれましては、本件対応の趣旨を御理解いただき、健康診断、安全衛生委員会等の開催に係る円滑な実施等、特に健康障害に深く関係する特殊健康診断等の円滑な実施による労働者の健康確保に御協力いただきますとともに、会員その他関係事業場に対し、その周知及び適切な対応に特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1 健康診断について

(1) 一般健康診断の実施に係る対応について

安衛法第 66 条第 1 項を根拠とする労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 45 条の 2 及び第 47 条の規定に基づく健康診断の実施については、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関にお

いて実施することが求められるものであるが、引き続き、令和2年6月末までに実施が求められるものについては、実施時期を延期して差し支えないものとすること。

健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和2年10月末までの実施を原則とすること。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず令和2年10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があること。

(2) 特殊健康診断の実施に係る対応について

次の特殊健康診断については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、その実施が必要であり、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。

ただし、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、引き続き、令和2年6月末までに実施することが求められているものについては、次の規定に基づく健康診断の実施時期を延期して差し支えないこと。

健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和2年10月末までの実施を原則とすること。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず令和2年10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があること。

① 安衛法第66条第2項を根拠とする

健康診断有機溶剤中毒予防規則第29条

鉛中毒予防規則第53条

四アルキル鉛中毒予防規則第22条

特定化学物質障害予防規則第39条及び第41条の2

高気圧作業安全衛生規則第38条

電離放射線障害防止規則第56条及び第56条の2

石綿障害予防規則第40条

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を

除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第 20 条
の規定に基づく健康診断

② 安衛法第 66 条第 3 項を根拠とする安衛則第 48 条の規定に基づく歯科
医師による健康診断

③ じん肺法第 7 条から第 9 条の 2 までの規定に基づくじん肺健康診断

2 安全委員会等の開催に係る対応について

安衛法第 17 条から第 19 条までの規定に基づく安全委員会、衛生委員会又は
安全衛生委員会の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、
令和 2 年 6 月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこと
について変更はなく、令和 2 年 7 月以降における弾力的運用は認められないこと。

| | |
|------|-----------------|
| 問合せ先 | 宮城労働局労働基準部健康安全課 |
| 電話 | 022-299-8839 |
| 担当 | 武田、早川 |